

《内閣府 男女共同参画局から》

●女子差別撤廃条約に関する意見募集を行っています（10月17日まで）

●“日本全国のおとう飯”を公表しています

《お知らせ》

●ぼうさいこくたい2018 内閣府主催「～多様性のある地域の防災は、何かがイイ！～」セッションを開催します【内閣府・防災】

●「困ったら一人で悩まず行政相談」－10月15日～21日は行政相談週間です－【総務省】

●平成30年度「学校における男女共同参画研修」参加者募集【文部科学省】

●「イクメン推進シンポジウム」の参加者を募集！【厚生労働省】

●「企業におけるイクメン・イクボス養成セミナー」の参加者募集中！【厚生労働省】

●「働き方・休み方改革シンポジウム」を開催します【厚生労働省】

●居所にお住まいのDV被害者等で、「マイナンバー」を受け取っていない方は、住民票のある市区町村にお問合せください【総務省】

《内閣府 男女共同参画局から》

●女子差別撤廃条約に関する意見募集を行っています（10月17日まで）

内閣府男女共同参画局では「女子差別撤廃条約実施状況第9回報告書」の作成に際し、国民の皆様より広く意見を伺うため、意見募集を行っています。

女子差別撤廃条約とは、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。

我が国は1985年に同条約を批准しており、同条約に基づいて、日本の取組を定期的に報告しています。

次回の日本から提出する報告の期限が2020年3月となっておりますところ、第9回報告書に盛り込むべき事項について、御意見等あればご提出ください。

http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/iken_9th.html

●“日本全国のおとう飯”を開始しました

内閣府男女共同参画局では、昨年より子育て世代の男性の家事・育児等の中で、料理への参画促進を目的とした「“おとう飯”始めよう」キャンペーンを実施しています。

今年夏季からは、「おとう飯」の新たに取り組として、各都道府県の地元特産品や食材を使用した“日本全国のおとう飯”を開始しました。

ひと月に4都道府県から4品のメニューを作成・公表し、1年間を通じて全国47都道府県のおとう飯を公表します。

第1回は、茨城県のレンコンを使った“茨城県のおとう飯”「レンジで簡単！レンコンのツナマヨ和え！」、和歌山県のマグロと梅を使った“和歌山県のおとう飯”「簡単混ぜるだけ！マグロとアボカドの梅肉和え」、熊本県のトマトと茄子を使った“熊本県のおとう飯”「レンジで簡単！トマトとナスの

イタリアン」、沖縄県のもずくを使った“沖縄県のおとう飯”「レンジで簡単！もずくのふわふわオムレツ」の4品を公表しています。

ぜひご覧ください。

<http://www.gender.go.jp/public/otouhan/recipes/list.html>

《お知らせ》

●ぼうさいこくたい2018 内閣府主催「～多様性のある地域の防災は、何かがイイ！～」セッションを開催します【内閣府・防災】

地域は、男女・年齢・障害・健康状況・職業・同居家族等々の面で、様々な人々が暮らし、行き来し、交流しています。人々が持つ課題は様々、また、人々が持っている得意分野・できることも様々、まさに「多様」です。

様々な人々がいるという「多様性」を当たり前と思っている地域と、そうでない地域とでは、防災で何が違うのでしょうか。「多様性」を当たり前と思っているとは、どういうことでしょうか。寸劇とパネルディスカッションを通じて、地域の防災を考えていきます。

また、トークタイムでは、公的機関の防災部局で働く女性職員とその応援団で、ネットワークを作しましょう！参加者の皆さんが主役です！

- ・日時：平成30年10月13日（土）16:30～
- ・場所：東京ビッグサイト会議棟7階701・702会議室（東京都江東区有明3-11-1）
- ・主催：内閣府、防災推進協議会、防災推進国民会議

入場無料、事前申し込み不要

※詳細は以下をご覧ください。

<http://bosai-kokutai.jp/organizations/1489/>

●「困ったら一人で悩まず行政相談」－10月15日～21日は行政相談週間です－【総務省】

総務省は、平成30年10月15日(月)から21日(日)までを「行政相談週間」とし、この期間を中心に一日合同行政相談所を全国で開設します。

一日合同行政相談所では、国の行政機関、地方公共団体のほか、弁護士、税理士等が一堂に会し、ご相談をワンストップで受け付けます。

また、総務大臣が委嘱した行政相談委員（全国に約5,000人（各市区町村に1人以上）を配置。）が、市区町村役場等で定期的に開設している行政相談所のほかに、地域のイベント会場等で行政相談所を開設します。

なお、行政相談委員のうち約200人は、男女共同参画担当委員にも指名され、男女共同参画に係る施策についてのご相談もお聞きします。

ご相談は無料で、秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

※一日合同行政相談所の開設場所など、詳細は以下をご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/shukan.html

●平成30年度「学校における男女共同参画研修」参加者募集【文部科学省】

激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するためには、これまでの教育を続けるだけでは通用しない大きな過渡期に差し掛かっています。「豊かな心の育成」をめざし、発達段階に応じて、男女の平等や相互の理解、男女が参画していくことの大切さを、児童・生徒は学ぶ必要があります。人権や男女共同参画について考えることは、私たちの生き方そのものを考えることにもなります。なぜ女性管理職登用を進めなければならないのか、学校現場に潜む無意識の偏見とはどのようなものか、働き方改革はどのように進められるか等について、男女共同参画の視点から捉えて理解を深める研修です。

・日時：平成30年11月29日(木)～11月30日(金)【1泊2日】(1日のみの参加も可能)

- ・対象：教育委員会職員・教職員研修センター職員・初等中等教育の校長・教頭・主幹教諭・教諭等 30 名
- ・参加費：無料(宿泊費1,200円、食事代、情報交流会費別途)
- ・会場：国立女性教育会館

詳細はこちらを御覧ください。

→ https://www.nwec.jp/event/training/g_kyoin2018.html

☐お問合せ先

国立女性教育会館事業課 小笠原

TEL：0493-62-6724/6725

●「イクメン推進シンポジウム」の参加者を募集！【厚生労働省】

～「イクメン企業アワード」・「イクボスアワード」受賞企業・受賞者を表彰～

厚生労働省では、このたび、「イクメン企業アワード2018」の受賞企業と「イクボスアワード2018」の受賞者を決定しました。

これらのアワードは、育児を積極的に行う男性＝「イクメン」を応援し、男性の育児休業取得を促進する「イクメンプロジェクト」の一環として、働きながら安心して子どもを産み育てることができる労働環境の整備を目的に、模範となる企業や個人を表彰するものです。

アワードの表彰式は、10月18日（木）に開催する「イクメン推進シンポジウム」の中で実施します。シンポジウムでは、受賞企業等の取組紹介、有識者と受賞企業の方を交えたパネルディスカッションなども行います。人事労務ご担当者の方や経営者の方をはじめ、男性の仕事と育児の両立に関心のある方々のご参加をお待ちしています。

☐「イクメン推進シンポジウム」概要

日時：2018年10月18日（木） 14:00～16:40（開場12：30）

場所：ベルサール半蔵門イベントホール（東京都千代田区麹町1-6-4）

【参加無料・事前申込制】

※本シンポジウム開会前の13:00から、育児を楽しむ父親（著名人）を表彰する「イクメンオブザイヤー」を開催します（主催：イクメンオブザイヤー実行委員会）。

【参加申込みなど詳細はこちら】

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/symposium2018/>

●「企業におけるイクメン・イクボス養成セミナー」の参加者募集中！【厚生労働省】

（参加無料）～10月は盛岡と札幌で開催～

厚生労働省では、男性の育児休業や育児目的休暇の取得促進のため、育休取得のメリットや企業の取組事例などを紹介するセミナーの参加者を募集しています【事前申込制・参加無料】。

このセミナーでは、企業の人事労務担当者が社内研修に使用できる資料を使い、育休取得のポイントを分かりやすく解説します。後半のグループワークの時間では、他社の実態や実例を聞くことで、自社の取組のヒントを得ることができます。

10月は、盛岡と札幌で開催します。11月以降も全国各地で開催しますので、皆さまのご参加をお待ちしています。

【開催日程】

☐ 盛岡会場（定員 100人程度）

日時：2018年10月25日（木） 13：30～16:45

会場：エスポワールいわて 2階 大中ホール

※岩手県と共催

「いわて企業の魅力アップ支援セミナー」の冒頭に実施します。

その後、地域の企業による事例発表があります。

□札幌会場（定員 100人程度）

日時：2018年10月30日（火） 14:00～16:00

会場：札幌駅前ビジネススペース カンファレンスルーム2H

※札幌市と共催

【申込方法などの詳細はこちら】

イクメンプロジェクト

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/event/#seminar>

●「働き方・休み方改革シンポジウム」を開催します【厚生労働省】

厚生労働省は10月～12月に、「働き方・休み方改革シンポジウム」を東京・大阪・福岡・仙台・名古屋・札幌・広島で開催します。

学識経験者による講演のほか、企業の取組事例の紹介、パネルディスカッション等を通じて、働き方・休み方改革のポイントを紹介するとともに、2019年4月1日から施行される改正労働基準法等のポイントについても説明します。参加費は無料です。

【東京会場】

日時：平成30年10月15日（月） 13:30～16:30

会場：一橋大学一橋講堂（東京都千代田区一ツ橋2-1-2 学術総合センター内）

定員：500名

【大阪会場】

日時：平成30年10月22日（月） 13:30～16:30

会場：ハービスホール 小ホール（大阪府大阪市北区梅田2-5-25 ハービスOSAKA B2F）

定員：300名

※11月以降、札幌、仙台、名古屋、広島、福岡にて順次開催を予定しています。

※事前申込制（先着順）。

※詳細は以下をご覧ください。

<http://www.murc.jp/sp/1809/symposium/all.pdf>

●居所にお住まいのDV被害者等で、「マイナンバー」を受け取っていない方は、住民票のある市区町村にお問合せください【総務省】

平成27年10月5日以降「マイナンバー」を記載した「通知カード」を住民票の住所地に簡易書留で送付することとなっているため、DV等被害者、東日本大震災の被災者、長期入院・入所者で、やむを得ない理由により住所地で通知カードを受け取れない方は、事前に居所を登録する手続きを行っていただくことで、居所に「通知カード」を送付することができるようにしてまいりました。

しかしながら、この居所登録手続きを行っていない場合や、登録後に居所が変更となった場合などにより、通知カードを受け取っていない方は、住民票のある市区町村にお問合せください。

また、通知カードがDV等加害者のいる住民票の住所地に届いてしまった方も、マイナンバーの変更手続きが可能であるため、住民票のある市区町村にお問合せください。

※詳細は以下をご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/08.html

=====

●内閣府 男女共同参画局のホームページは、男女共同参画に関する総合的な情報提供サイトです。

男女共同参画社会を実現するための法律、基本計画、関係予算等のほか、男女共同参画に関する政策・活動等の情報を掲載しています。

<http://www.gender.go.jp>

●男女共同参画局メールマガジンについて

男女共同参画局メールマガジンは、隔週金曜日に配信しています。

次号は、平成30年10月19日（金）に配信する予定です。

=====

●このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。このまま御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

☐ 配信中止・配信先変更は、こちらから

<http://www.gender.go.jp/magazine/index.html>

☐ バックナンバーはこちらから

<http://www.gender.go.jp/magazine/backnumber/index.html>

☐ このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0001.html>